



## 環境をまもり 手を携える 71億円のまちづくり

### 環境にやさしく

2001年記念植樹事業  
中津川周辺花木植栽事業など

### 活力と魅力があふれる

新松田駅南口駅前広場整備事業(実施計画の策定)  
西平畑公園遊歩道整備事業

### 生き生きとした人と文化

松田中学校屋内運動場大規模改造事業  
各小・中学校コンピューター整備事業  
国際理解教育振興事業  
松田小学校屋上防水改修事業  
情報通信技術講習推進事業  
3歳児教育の開設(寄幼稚園)

### 安全で快適な暮らしを

子育て支援センター事業(検討委員会の設置)  
延長保育促進事業  
庁舎建設事業(建設委員会の設置)

### 人と地域が連携する

まちづくり推進事業  
情報公開制度整備事業  
電子自治体研修事業  
住民基本台帳ネットワークシステム整備事業

### 平成13年度予算概要

3月7日(水)から21日(水)まで開催された、平成13年第1回松田町議会定例会において、平成13年度当初予算が可決されました。本年度は「松田町総合計画21」のスタートにあたり、町基本理念に掲げている「環境をまもり、連携するまちづくり」の実現に向けた予算となりました。総予算(9会計)を前年度と比較すると、0.5%減の71億7406万円となり、このうち一般会計は38億3000万円、8つの特別会計の合計は33億4406万円です。

2・3面で、その概要と主な事業についてお知らせします。



**歳入**

歳入は、町が自ら集めることができる自主財源と、国や県などから受ける依存財源に分けられます（右下の円グラフ参照）。

自主財源の中心となる町税については、法人町民税と固定資産税で増収が見込まれるものの、個人町民税が国の制度で減税を余儀なくされているため減収が予想され、前年度対比3・1%減の約16億780万円を計上しています。

また、繰入金については、松田中学校屋内運動場大規模改造工事などの財源補てんのため、財政調整基金からの繰入金を計上しています。このようなことから、自主財源全体では、0・1%増の21億5081万円を計上しています。

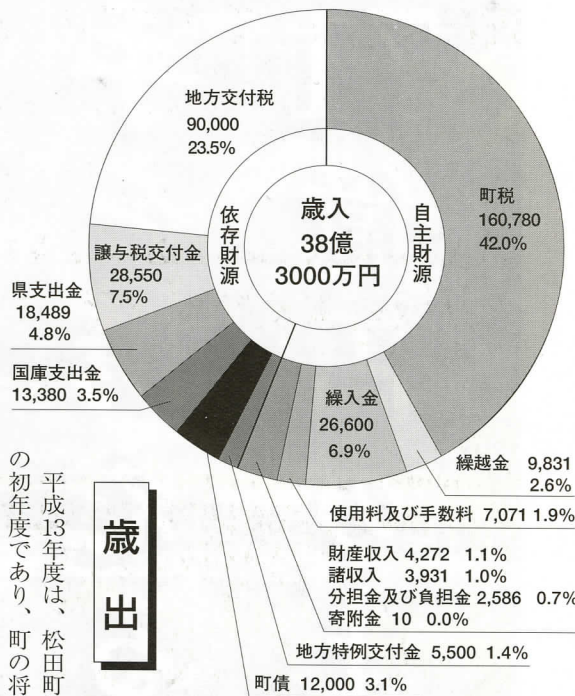
依存財源では、国税の一部が各自治体へ交付される地方交付税について、増加要因が望めないため前年度対比6・3%減の9億円を計上しています。

国や県からの補助金である国・県支出金は前年度対比0・2%増の約3億1869万円です。これは、13年度で、松田中学校屋内運動場整備

# 一般会計

## 38億3000万円

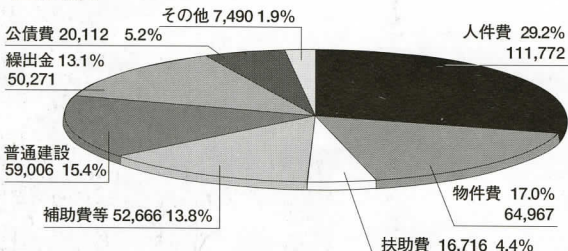
### 歳入



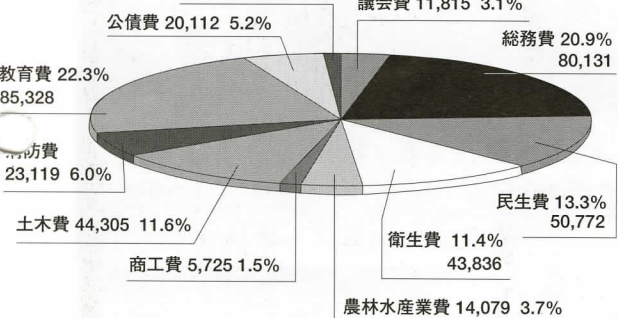
### 歳出

### 歳出 38億3000万円

#### 性質別



#### 目的別



等の補助金を見込んでいますが、12年度で寄中学校屋内運動場建設など大規模な補助事業が終了したことで国庫支出金は減となりました。一方県支出金は、中山間地域等農業活性化支援事業、防火水槽建設費補助、情報通信技術講習（IT講習）推進特別補助などにより増となりました。町の借金である町債については、松田中学校屋内運動場整備にかかるものと住民税の恒久的な減税による減収を補てんする減税補てん債を見込んでいます。

平成13年度は、松田町総合計画21の初年度であり、町の将来像である「緑と清流の生き生き・まつだ」の実現に向け、多様化する町民ニーズや新たな財政需要に対応していくため、一面で紹介した5本の柱の重点施策を中心に、限られた財源を効率的に配分し予算化しました。主な事業としては、将来を担う児童・生徒の安全と豊かな教育環境の整備のために、老朽化の激しい松田中学校屋内運動場の大規模改造や松田・寄各小中学校へのコンピューターの導入を実施します。さらには、子育て支援対策として立花愛児園での延長保育を促進していきます。

また、これらの事業の推進を図るために、施策の選択や事業の見直し、経常経費の節減合理化も合わせて行っています。

## 町民一人あたりの予算額(一般会計)は...

**総額 291,587円**  
(△7,484円)

( )内は平成12年度当初予算との比較

### 総務費 61,006円

(+8,764円)

- 情報公開制度運営事業
- 庁舎建設事業
- 町営住宅再編事業
- 町民文化センター町民広場等改修事業
- 住民基本台帳ネットワークシステム整備事業
- 参議院議員選挙費
- 町長選挙費
- ほか

### 土木費 33,730円

(△6,923円)

- 新松田駅周辺整備計画事業
- 都市計画図作成事業
- 道路維持事業
- 道路新設改良事業
- 地籍調査事業
- ほか

### 衛生費 33,374円

(△1,762円)

- 足柄上衛生組合負担金
- リサイクル活動団体奨励金
- 生ごみ還元器等設置補助
- 合併処理浄化槽整備費補助
- 廃棄物収集運搬委託
- 足柄東部清掃組合負担金
- 老人保健対策事業
- 在宅訪問看護事業
- 母子保健事業
- 基本健康診査事業
- 予防接種事業
- 花とみどりいっぱい事業
- し尿処理委託
- ほか

### 農林水産業費及び商工費 15,077円

(+504円)

- 中山間地域等農業活性化支援事業補助
- 水源の森林づくり推進事業補助
- 地域林業形成促進事業補助
- 農道整備事業
- 商業振興活性化対策事業補助
- 勤労者生活資金融資預託金
- 産業まつり運営委員会委託
- 町観光協会補助
- 中小企業振興融資預託金
- 中津川花木植栽事業
- 観光案内板設置事業
- まつり用備品購入
- ほか

### 民生費 38,654円

(+2,492円)

- ホームヘルプサービス事業委託
- 在宅介護支援センター事業委託
- 福祉サービス協会運営費補助
- 障害児者地域作業所運営委託
- 町社会福祉協議会補助
- 健康福祉センター管理委託
- 保育所運営委託・補助
- 延長保育促進事業補助
- 就園料補助
- 子育て支援センター整備事業
- 重度障害者医療費補助
- 児童手当関連事業
- 障害者福祉対策事業
- 足柄上郡広域福祉センター負担金
- 老人福祉対策事業
- ほか

### 消防費 17,601円

(+252円)

- 足柄消防組合負担金
- 消防団運営事業
- 消防水利整備事業
- 防災資機材等整備事業
- 同報無線等整備事業
- 店屋場自主防災資機材倉庫設置補助
- ほか

### その他 27,183円

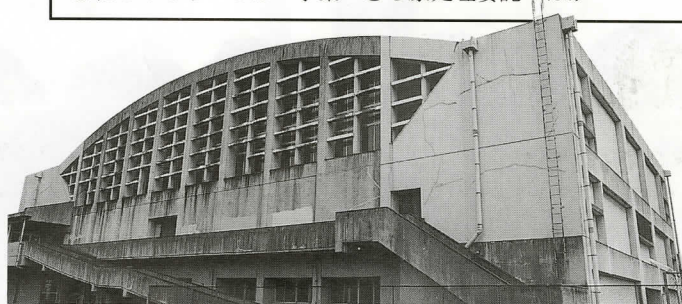
(△7,301円)

- 議会費** 議会運営事業ほか  
8,995円 (+91円)
- 公債費** 長期債元利償還金  
15,312円 (△1,195円)
- 予備費** 2,876円 (△455円)

### 教育費 64,962円

(△3,512円)

- 国際理解教育振興事業
- 給食費保護者負担軽減措置補助金
- スクールカウンセラー活用調査研究事業
- 各小中学校コンピューター整備事業
- 松田小学校校舎屋上防水改修事業
- 松田小学校プールろ過機取替事業
- 松田中学校屋内運動場大規模改造事業
- 第二幼稚園園舎屋上防水補修事業
- 神山ふれあい広場防球ネット設置事業
- 情報通信技術講習（IT講習）推進事業
- 生涯学習各種教室・講座の開設
- 各種スポーツ教室開設
- ほか



大規模改造が予定される松田中学校屋内運動場

※算出に使用した人口：12年度＝13,241人  
13年度＝13,135人



# 特別会計 33億4406万円

## 国民健康保険事業特別会計 8億5,064万円 (前年比+3.5%)

高齢社会の到来に加え医療技術の高度化等により、医療費及び老人保健拠出金が増加しています。このため、今年度も厳しい財政運営を強いられています。前年度の税率改定による保険税収の増加、財政調整基金の取り崩し、一般会計からの繰り入れなどにより予算を編成しています。

## 介護保険事業特別会計 5億831万円 (前年比+15.6%)

昨年4月よりスタートし、順調に1年が経過しました。介護保険の基準の月額保険料は2,700円に設定し、居宅や施設における介護サービスの給付等について予算計上しています。



## 老人保健特別会計 9億6,378万円 (前年比+7.4%)

高齢化に伴う老人保険制度対象者数の増に対応した予算編成をしています。

## 国民健康保険診療 所事業特別会計 9,321万円 (前年比△15.9%)

地域住民への保健指導や、初期医療施設としての機能拡充と診療体制の充実を図ります。

## 下水道事業特別会計 5億3,347万円 (前年比 △0.7%)

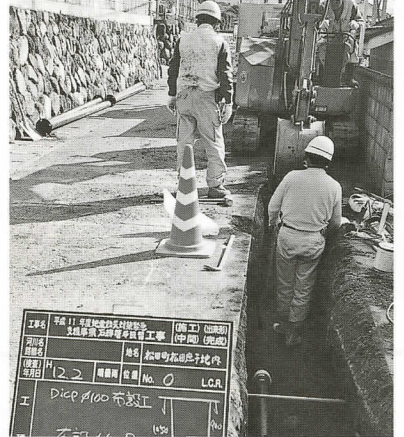
生活環境の向上と河川環境の保全に向けて下水道の整備を推進しています。現在、計画面積の73%が完了し、本年度は庶子地区を重点的に整備します。

## 寄簡易水道事業特別会計 1億3,004万円 (前年比 +17.1%)

寄地区の安全でおいしい水の安定供給に努めるため、小規模水道の統合整備を毎年度計画的に推進してきました。本年度は、萱沼地区の受水槽や配水池築造工事などを中心に予算化しています。

## 西平畑公園事業特別会計 7,362万円 (前年比 △5.7%)

平成5年度の開園以来多くの人に親しまれ、県内はもとより首都圏から多くの方が訪れています。集客力を高めるために、PR活動を積極的に進め、イベント等を開催します。歳出は、経常的経費の削減に努め、ハーブ館の食堂や売店の管理、ふるさと鉄道や駐車場の管理委託などを中心に計上しています。



## 上水道事業会計 1億9,099万円 (前年比△25.5%)

11・12年度の2か年にわたって行った河南沢配水池整備が終了したことで予算は減少しています。また、13年6月から県立足柄上病院が一部井戸を利用するなど、水道使用料収入が減少します。このような需要の変化を踏まえ水道事業経営の見直しを図っていきます。本年度は、石綿管の布設替えや、下水道事業と併せた配水管の整備を進めます。

# 町の財政 これから3年間

「松田町総合計画21」前期実施計画における財政収支の推移

松田町総合計画21に掲げる町の将来像である「緑と清流の生き生き・まつだ」の実現に向けての指針となる、3年間の前期実施計画の概要をお知らせします。

## 施策体系別重点事業

( )内は実施年度

### 環境にやさしいまちづくり

- ・水源の森林づくり体験事業(13~15)
- ・2001年記念植樹事業(13)
- ・寄地区汚水処理整備事業(14~15)

### 安全で快適にくらせるまちづくり

- ・自主防災会育成強化事業(13~15)
- ・庁舎建設事業(13~15)
- ・家族介護慰労報償事業
- ・子育て支援センター整備事業

### 活力と魅力のあふれるまちづくり

- ・国有財産譲与事業(13~15)
- ・都市計画基礎調査委託事業(14)
- ・道路後退用地整備事業(13~15)
- ・新松田駅南口駅前広場整備事業(13~15)
- ・町道2号線道路改良事業(13~15)
- ・町道3-2号線道路改良事業(13)
- ・町道4号線道路側溝整備事業(15)
- ・町道5号線道路改良事業(13~14)
- ・町道12号線道路舗装事業(15)
- ・町道30号線道路舗装事業(14)
- ・柳田線道路新設事業(13~15)
- ・町道舗装補修事業(13~15)
- ・生活道路補修事業(13~15)
- ・道路生活安全施設整備事業

### 生き生きとした人と文化のまちづくり

- ・国際理解教育振興事業(13~15)
- ・地域体験活動支援事業(13~15)
- ・国際理解文化事業(13~15)

### 人と地域が連携するまちづくり

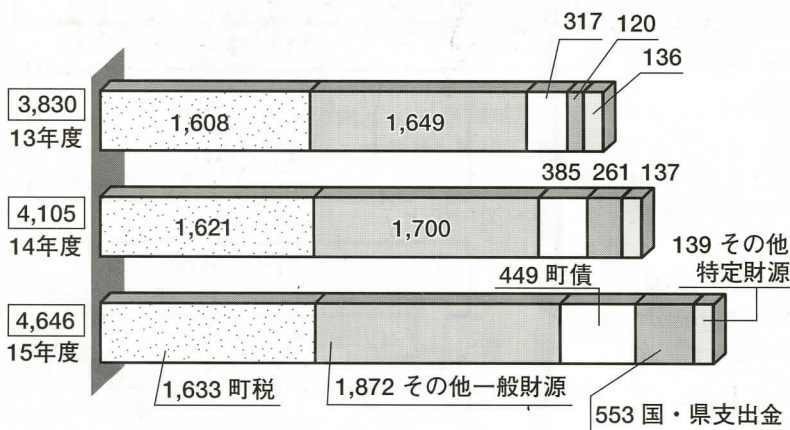
- ・まちづくり推進事業(13~15)
- ・自治会活動推進モデル事業(13~15)
- ・地域コミュニティ活動支援事業(13~15)
- ・海外体験教育支援事業(13~15)

## 施策体系別計画 事業費の推移

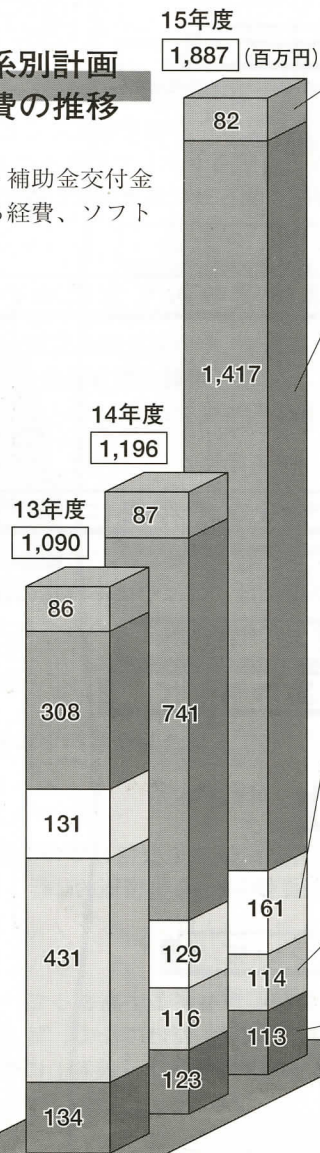
- ▶計画事業費：投資的事業・事務事業
- ▶投資的事業：工事、備品購入、工事を目的とした負担金・補助金交付金
- ▶事務事業：各種大会・事務事業等のソフト事業にかかる経費、ソフト事業を目的とした負担金・補助金・交付金

## 一般会計における歳入 見込み額の推移

町税の伸び悩みや新たな自主財源の確保が難しい中で、国・県補助金などの特定財源の確保に努め、限られた財源の有効活用を図ります。



- ▲一般財源：使途が特定されていないもの  
(例)町税、その他一般財源(地方譲与税、地方交付税など)
- ▲特定財源：使途が特定されているもの  
(例)町債、国県支出金  
その他特定財源(分担金及び負担金、使用料及び手数料など)





# 透明度を高める14の提言

## 「松田町情報公開条例（仮称）」の制定に向けて(3)

情報公開制度とは、町の持っている情報を町民の皆さんからの請求を受けて公開していく制度です。

現在、町では、この制度を具体化した「松田町情報公開条例（仮称）」を制定するため、検討を進めています。取組みとしては、まず、職員による「松田町情報公開制度検討委員会」と「同検討部会」という2つの庁内組織を設置し、個々の条文やその解釈・運用について検討しています。

また、並行して、町民の皆さんの代表から構成される「松田町情

報公開制度検討懇話会」（以下「懇話会」といいます。）を設置し、松田町における情報公開制度の基本的なあり方について検討していただきました。

そして、このたび懇話会による検討がすべて終了し、これまでの検討結果をとりまとめた提言書「松田町における情報公開制度のあり方について」が、去る3月6日（火）の第6回会議において、町長に手渡されました。本号では、この会議の様態と提言書の概要についてお知らせします。

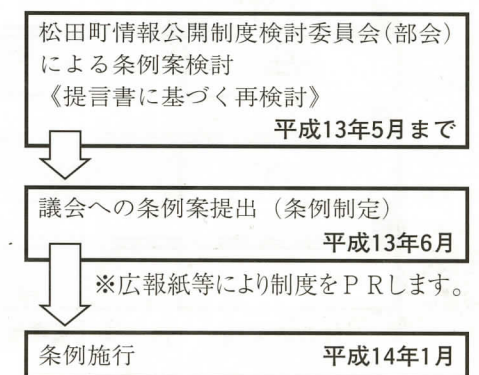


### 利用しやすい情報公開制度へ

長谷川会長をはじめとする委員の皆さまには、貴重なご意見を賜りましたことに深く感謝いたします。この提言書は、提言という言葉以上にその内容は大変重く、真の情報公開を実現できるかどうかは、制度を運用する町の姿勢にかかっているということ、改めて強く感じました。これから実施していく制度の確立に向けて身の引き締まる思いがします。

「町民本位の町政」「公正で開かれた町政」を推進していくためには、情報公開条例を町民の皆さまの立場に立って制定し、運用していかなければなりません。今後は、この提言書をもとに役場内で再度条例（案）について検討させていただき、町民の皆さまの利用しやすい情報公開制度を確立していきたいと思っております。

### 今後の主なスケジュール(予定)



なお、紙面の都合上、提言書の概要を掲載しました。詳しい内容を知りたい方は、役場2階庶務課庶務班で写しを備え付けておりますので、ご覧ください。

#### ③意思形成過程情報

～町の内部で十分に検討・審議されていない、未成熟な意思形成の過程にある情報で、そのまま公開されたり、又は尚早な時期に公開された場合に、町民に誤解を与えたり、あるいは外部からの圧力や干渉により、率直な意見の交換や自由な発言が困難になるような情報は、非公開とすべきである。

#### ④行政運営情報

～町が行う事務事業に関する情報で、その性質上、公開することにより、適正に執行できなくなるおそれがある情報は、非公開とすべきである。

#### ⑤公安情報

～公開することにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護といった公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがある情報は、非公開とすべきである。

#### ⑥法令秘情報

～法律や条例等に基づく規定や、国や県が町の事務処理に関して行う指示により、公開することができないとされている情報は、非公開とすべきである。

### 提言8 部分公開及び時限公開について

～公開請求のあった行政文書に非公開情報が含まれている場合には、その非公開情報を除く部分を公開すべきである。

～公開請求時には非公開情報であっても、時間の経過により公開できる状況になった場合には、その情報は公開すべきである。

### 提言9 存否応答拒否情報について

～特定の個人が受けている生活保護に関する文書や特定の個人に関するいじめの報告書などは、公開や非公開にかかわらず、その存在又は不存在を答えることにより、他人に知られたくない個人に関するプライバシーなどを明らかにしてしまうことになるので、このような公開請求に対しては、**存在又は不存在を明らかにしないで、請求を拒否することが適当である。**

### 提言10 救済機関及び運営審議機関のあり方について

～請求者が非公開決定等に対して不服がある場合、その非公開決定等が妥当かどうかを審査する救済機関として、学識経験者を中心とした「**情報公開審査会**」を設置すべきである。さらに、この「情報公開審査会」は、情報公開制度を改善していくための検討も行うこととするのが適当である。

### 提言11 行政文書の作成・管理及び不存在について

～町における行政文書の作成・管理体制を見直し、必要に応じて改善していくべきである。  
～公開請求された行政文書が存在しない場合には、町はその**不存在の理由**を示すとともに、請求者の権利を保護するため、町に対する**不服申立て**を認めるべきである。

### 提言12 情報公開の窓口の設置について

～請求者が利用しやすいように、情報公開に関する**総合的な窓口**を設置すべきである。

### 提言13 情報提供について

～行政の透明性の向上を図るため、請求を待って情報を公開していく「情報公開」だけでなく、町が主体的に情報を提供していく「**情報提供**」をさらに積極的に行っていくべきである。

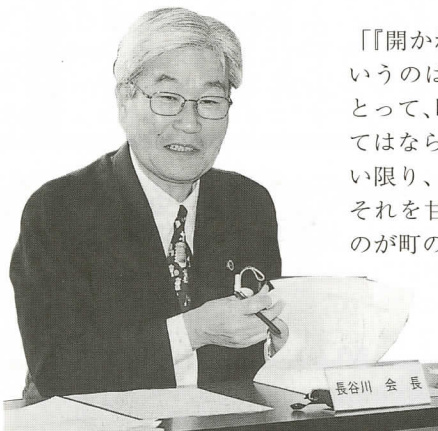
### 提言14 個人情報保護制度について

～情報化の進展に伴い、住民の個人情報への関心がますます高まっているという状況を考慮し、本人からの自己情報の開示請求という「**権利**」だけでなく、個人情報の適正な管理や使用など、個人情報を持つ町や民間事業者の果たすべき「**義務**」について、総合的に制度化した個人情報保護条例を早急に制定すべきである。



第6回懇話会の当日、提言書の最終案をもとに、委員の意見が反映されたものになっているかを確認後、総意に基づく提言であることを明らかにするため、各委員が提言書に署名しました。その後、町の顧問弁護士であり、懇話会の会長である長谷川正之氏から提言書が町長に手渡されました。

また、さまざまな提言をいただいた委員の皆さんからは、条例制定に向けた町の姿勢や、その活用についての要望が聞かれましたので紹介します（一部要約）。



「『開かれた行政』、『ガラス張りの行政』というのは、今や社会の常識であり、町民にとって、町政がわからないということがあってはならないと思います。よほどのことがない限り、情報を公開し、町民の批判があればそれを甘受した上で行政を遂行するというのが町の務めではないでしょうか。」

長谷川 正之 会長  
(町顧問弁護士)

「情報公開における町民の『権利』と町の『義務』について考えさせられました。これからも、町民としてこの経験を生かしていきたいと思っています。」

久保 カヨ子 副会長  
(町民生委員児童委員協議会)



「資料はカラーペンで塗りつぶすほど熟読しました。この提言書を前にして感慨深いものがあります。本当に立派な提言書ができたと思います。」

杉本 昭治 委員  
(町自治会長連絡協議会)



「情報公開には、いろいろと難しい問題があります。形ができたとしても、それを住民の立場で運用しなければ何の意味もありませんので、これからは議員として監視していきたいと思っています。」

大館 秀孝 委員 (町議会)



「情報は原則公開を基本にしてほしいと思います。そうすることで、この制度が本当の意味でスタートしていくのではないのでしょうか。」

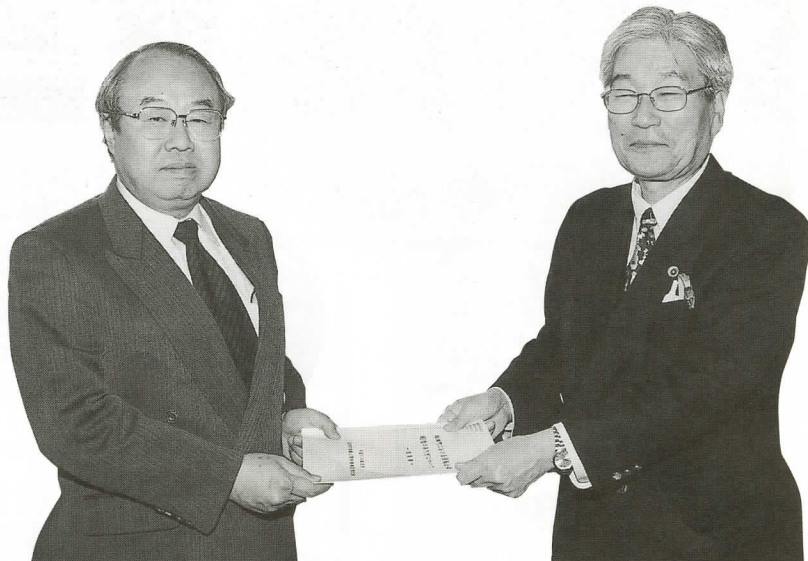
佐々木 由里子 委員  
(町PTA連絡協議会)



ご多忙の折りにもかかわらず、懇話会委員としてご協力いただきました皆さまに対し、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

町では、情報公開に関する皆さんからの率直なご意見やご要望をお待ちしております。どうぞ、お気軽にお寄せください。

【問合せ】庶務課庶務班 ☎83・1221



# 提言書

## 松田町における情報公開制度あり方について

～概要～

### 松田町情報公開制度検討懇話会

#### 提言1 条例の名称について

～町民にとってわかりやすい「松田町情報公開条例」とするのが適当である。

#### 提言2 条例の目的について

～条例は、町民の「知る権利」及び町の「説明義務」を明確にすべきである。

#### 提言3 情報公開を請求できるものの範囲について

～町民に限らず、「何人も」情報公開を請求できるものとすべきである。

#### 提言4 情報公開を実施する機関について

～情報公開を実施する機関(実施機関)は、町のすべての機関(議会を含む)とする。  
～町の出資団体は、情報公開制度を自ら構築すべきであり、そのためにすべきである。

#### 提言5 情報公開の対象となる行政文書について

～条例の対象となる行政文書は、実施機関の職員が職務上作成、又は取得し、として共用管理されているものすべてとすべきである。  
～行政文書には、紙を媒体とするいわゆる「公文書」だけでなく、フロッピー音テープなどの「電磁的記録」も含めるべきである。  
～条例が適用される行政文書は、条例施行日以降のものだけでなく、施行日以前作成した文書も取りこむべきである。

#### 提言6 費用負担について

～公開に係る手数料は無料とし、コピー代及び郵送料は請求者が負担するものとする。

#### 提言7 非公開とすることができる情報について

～町が持っている情報はすべて公開することが原則であるが、例外的に非公開とすることができる情報は、次の情報に限定すべきである。

- ①個人情報 ②法人等情報 ③意思形成過程情報 ④行政運営情報
- ⑤公安情報 ⑥法令秘情報

なお、これらの情報に当たるかどうかについては、厳格に判断しなければならず、必要最小限の範囲に止めるべきである。

##### ①個人情報

～個人のプライバシーについては、侵害されることのないよう十分配慮しながら、個人に関する情報は原則として非公開とすべきである。

##### ②法人等情報

～法人等の情報で、生産技術や販売営業上のノウハウに関する情報などの情報など、公開することによりその法人等に明らかに不利益を与える可能性があるものは、非公開とすべきである。



# 夜空を彩った桜まつり

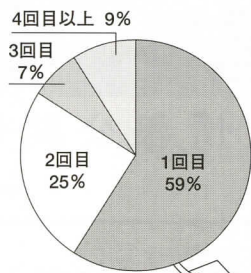
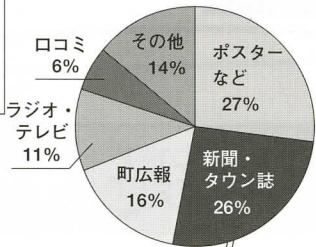
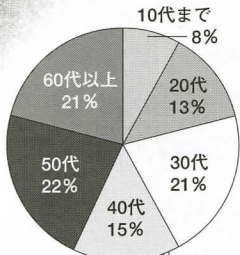
## 期間中の来園者は32,000人

ピンク色の提灯と、18基の照明施設が照らし出す松田山。初めて見せる山の顔に、訪れた人たちからは驚きの声が聞かれました。まつり期間中に実施したアンケート（来園された約300人の方から、直接聞き取ったものです）の結果をお知らせします。



### 来園者の声

- ◆美しい夜景にびっくり!
- ◆みかんの無料プレゼントがうれしかった
- ◆桜をもっと植えて欲しい
- ◆駐車料が高い
- ◆子どもの館で紙とんぼを作り楽しかった
- ◆桜の開花時期が遅く残念
- ◆ふるさと鉄道に乗れる機会をもっと増やして



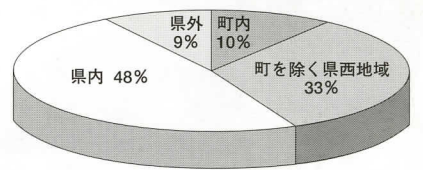
新聞・テレビ・ラジオなどのマスメディアに取り上げられたことも手伝って、延長期間も含めた来園者数は32,000人を超え、山のスタッフはまさにフル稼働で対応に追われました。

また、商店街にもまつり会場へ誘導する650個の提灯を飾り付けたり、お休み処を設け来園者へのもてなしを行うなど、町全体での盛り上がりを見せました。

### また来たい!

無作為による聞き取りアンケートでは、県内からの来園者が約9割を占めていること、各年齢層の方に楽しんでいただけたこと（来園者のうち約8割が家族連れでした）がわかります。

### どちらから?



## ちょっとおしえて! 介護保険 第5回

### Q 平成13年度の介護保険料の納め方を教えて!

- A** 今年度も、普通徴収と特別徴収の2つの方法で納めていただきます。
- ▶普通徴収（自主納付者）は、6~7月に確定する平成12年中の所得を基に年間の保険料額を決定します。これを、7~2月までの計8回の納期に振り分けて納めていただきます。
  - ▶特別徴収（年金からの保険料徴収）は、年金支給と同時に保険料の徴収が始まるため、4月から徴収が開始されます。この場合、当年度の保険料額が決定していないうちに徴収する仮徴収と10月からの本徴収により納めていただきます。

### Q 仮徴収とはどういうもので、いつから始まりますか?

- A** 仮徴収とは、前年中の所得が確定していない間、暫定的に保険料を徴収する方法です。特別徴収の場合（当町の場合）4・6・8月の保険料徴収日がこれにあたります。所得が確定する10月以降は本徴収となり、年間保険料額から仮徴収額を除いた保険料額を10・12・2月の3回の納期に振り分け、年金から徴収することになります。平成13年度の仮徴収額は次の表のとおりです。なお、該当する方には、4月上旬に特別徴収開始通知書を送付いたします。また、第1回目の徴収は4月13日(金)の年金支給日です。

### 所得段階別 仮徴収額一覧

所得段階	段階別内容	仮徴収額
第1段階	世帯員全員が住民税を払わなくてもよい世帯で、老齢福祉年金受給者のいる世帯及び生活保護受給者	1,300円
第2段階	世帯員全員が住民税を払わなくてもよい世帯	2,000円
第3段階	被保険者(本人)は住民税を払わなくてもよいが、世帯員の誰かが税を払っている世帯	2,700円
第4段階	被保険者(本人)が住民税を払っており、合計所得金額が250万円未満の世帯	3,300円
第5段階	被保険者(本人)が住民税を払っており、合計所得金額が250万円以上の世帯	4,000円

\*仮徴収額は、4・6・8月それぞれ1回あたりの金額です。

## 故平野興二氏に叙位叙勲 正六位勲五等双光旭日章

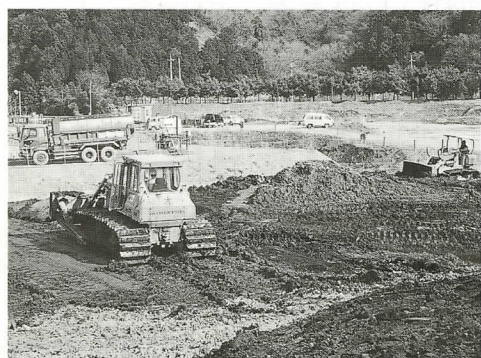


1月7日に逝去された、前町長の平野興二氏に正六位勲五等双光旭日章が授与されました。

松田町に生まれ育った氏は、昭和36年に建設省に入省し、三重県土木部監理課長、日本住宅公団企画調査課長、国土庁計画・調整局計画官等を歴任。昭和56年に退官すると、町助役を経て60年9月、町長に初当選しました。以来3期12年間に、「町の活性化」と「清流と文化のまちづくり」をスローガンに、民主的で開かれた対話のある町政を推し進められました。このような、地方自治の発展一筋に打ちこまれた氏の功績が認められての授与となりました。2月3日(土)に発表があり、3月1日(木)に博子夫人に伝達がされました。

## 求む! 建設発生土 受入地

県では、建設工事から発生する土砂（建設発生土）の抑制や再利用を促進するとともに、県や市町村の工事から発生した土砂を適正に処理するため、受入地の確保を進めています。埋立（盛土）事業にご協力いただける方の土地を募集します。



都市計画法、森林法、農地法など法的規制や採算性を検討し適地となれば県が事業期間中借り受け、完了後お返しします。

- 募集地域** 町：松田、大井、山北、開成、寒川、大磯、二宮  
市：平塚、鎌倉、藤沢、茅ヶ崎、相模原、秦野、大和、伊勢原、座間、南足柄
- 募集条件** \*自己所有地(共同応募可能)に限ります  
\*埋立(盛土)土量1万㎡(目安1万㎡×高さ1m)以上  
※その他条件がありますので、お問い合わせください。
- 募集期限** 7月15日(日) 問合せ 県建設業課 ☎045-210-6320





# 図書館 だより



## 今月の行事

**おはなし会** 3日、10日、17日の火曜日  
午後3時30分～4時  
図書館子どもコーナーにて

**休館日** 毎週月曜日

祝日振替日(5月1日)

**寄出張所図書館** 毎週水曜日午後1時～4時

## 新着図書

### 一般書

- 「聖水」 青来一
- 「遠心力」 港千尋
- 「人生にはすきなことしかやる時間がない」 秋元康
- 「アフタヌーン・ティの楽しみ」 出口保夫
- 「カードマジックおとぎ話」 荒木一郎
- 「日本の21世紀を予言する」 キッシンジャー
- 「こころの痛み」 小此木啓吾
- 「夫婦が読む本」 鈴木健二
- 「うちのどんぶり」 成美堂出版
- 「女ひとり家を四件持つ中毒記」 スティルマン美紀恵
- 「銃・病原菌・鉄 上・下」 ダイアモンド
- 「花あらし」 阿刀田高
- 「きみよわすれないで」 折原一

### 【今月の1冊】

「50代からのパソコン入門」

オジさんパソコン塾 著

毎日どこかで情報技術にかかわる話題を目にする昨今。パソコンに興味はあっても、今一歩踏み出せなかった方にお勧めしたい本です。キーボードでの入力の方法、マウスの使い方等、基本を学べます。新たな趣味として、この春挑戦してみよう。



### 児童書

- 「魔界病院の怪物」 新庄節美
- 「ねずみくんとホットケーキ」 なかえよしを
- 「おばあちゃんだいすき」 太田京子
- 「にやにやのまほうのふろしき」 どい かや
- 「世界名作おはなし玉手箱」 齊藤ちよこ
- 「やきいもたいかい」 さとうわきこ

### 【今月の1冊】

「おにいちゃんだから」

福田 岩緒 著

「おにいちゃんだから…」弟のたかしのせいで、いつもお父さんやお母さんにそう言われるのが、気に入らないゆういち。ある日、学校から帰ってくると、弟が行方不明とのメモがあって…。



\*以上は新着184冊の抜粋です。

この広報に掲載された新着図書は1日から、その他新着図書の展示予約は10日(火)、貸出は17日(火)から受け付けます。



昭和46年に誕生した勝広道場は、当初、柔道や空手も併設される道場としてにぎわいをみせました。昭和53年にけい古会場を現在の松中体育館に移し、毎週月・木曜日、夜7時から9時まで活動を続けています。



**第11回 柔道学年別選手権大会** (敬称略)

月日 2月25日(日)

場所 大井町総合体育館柔道場

主催 足柄上柔道協会

参加 71人

**1年の部** 優勝 小田昂洋(松小)

**2年の部** 準優勝 秋戸佳南(店屋場)

優勝 大館早紀(寄小)

**第3回 町民ボウリング大会**

月日 3月11日(日)

場所 東京スターレーン大井松田

主催 町体育協会

**4年の部** 準優勝 飯山奈穂子(千代小)

**5・6年女子の部** 優勝 遠藤孝志(松小)

**優勝** 大館友里(寄小)

**準優勝** 吉岡麻衣(寄小)

**6年男子の部** 3位 小田悠平(松小)

参加 88人

**ジュニアの部** 優勝 志賀未来(在勤)

**準優勝** 中田修(在勤)

**3位** 生田目智美(かなん沢)

**一般男子の部** 優勝 鍵和田福司(谷戸)

**準優勝** 村上圭司(在勤)

**3位** 松下幸雄(神山)

**一般女子の部** 優勝 黒澤裕子(店屋場)

**準優勝** 矢口静子(河内)

**3位** 鈴木恵子(在勤)

「お願いします」の声と、道場に向かつて一礼。夜7時の松中体育館道場に訪れるのは、小学生やその保護者、指導者などさまざまです。しかし、全員がこの挨拶を済ませてから道場に入りました。道場の正面には「残心」と大きく書かれた旗が掲げられています。

# 昨日の自分に 勝つ 勝広道場

さまざまなレクリエーションが、友情と親子のきずなを深めています。道場は、今年10月に30周年を迎え、記念事業が予定されています。日本を代表する剣士を招待してのけい古や、記念大会も予定されています。



**剣の道を日常に**  
道場正面に掲げられた「残心」という言葉には「行動を起こした後に、慢心せず、次の行動のために心を残す」という意味があります。「子どもたちには、昨日の自分に勝てるように、毎日少しでも良いから進歩すること。そのために今、自分にできることを一生懸命やれと言っています。剣道で学んだことが、日常生活の中で生かされるようになれば、うれしいことです」道場全体の響きわたる厳しい声とは対照的な、温かいまなざしで指導者は語りました。

# 響かせてよ！ あなたの声

## 広報モニター募集

町が発行する刊行物は、広報、おしらせ号、学びの広場、パノラマ通信などがあり、「わかりやすく、親しみやすく」をモットーに編集・発行の作業をしています。しかし、この作業は、発行という形で一方通行におちいりやすいものです。

そこで、刊行物に対して町民の皆さんが感じた意見や提案などをお聴かせいただく「広報モニター制度」を設けました。この制度によって、皆さんの声を紙面に響かせ、広報活動をより身近に感じていただきたいと思ひます。

「私にはこんなアイデアがある！」という声は大歓迎。ご協力をいただける方を募集します。

**仕事の内容** 広報モニター会議への出席 年2回  
町広報紙等についてのアンケート 年10回

**募集人員** 10名以内

**応募資格** 平成13年4月1日現在で、町内に居住している満18歳以上の方(外国籍の方を含む)。ただし、公務員、公職選挙法による公職にある方及び、非常勤特別職にある方は応募できません。

**任期** 平成13年5月～平成14年3月31日

**謝礼** 年14,000円以内(活動実績により異なります)

**募集期間** 4月23日(月)まで

**応募・問合せ** 企画財政課 企画班 ☎83・1222  
電話、または直接お申し込みください。後日採否を連絡いたします。

# あしがらの未来に伸びる希望の樹

## 「2001年希望の年」足柄上地区記念事業

21世紀を「夢と希望」に満ちたものにしようとする神奈川県が実施している「2001年希望の年記念事業」の一環として、足柄上地区でも次の事業が展開されます。みどり豊かなあしがらを守るため行われる植樹事業は、当町でも2か所で予定されています。

**酒匂川松の集い** 4月7日(土) 店屋場公園(川音川左岸)にクロマツ20本を、松小4年生が植樹

**早咲き桜を植樹** 4月29日(祝) 桜まつりでおなじみ、西平畑公園内に河津桜30本を植樹

**箒スギの集い** 5月26日(土) 山北町の箒沢地区にある樹齢2,000年の箒杉のもとで「家族の樹ともだちの樹」の記念植樹や、プロカメラマン三宅岳氏指導による撮影会(要申し込み★)。

このほかにも足柄上地域和太鼓団体の競演(あしがら太鼓も登場します)や、気球に乗って箒杉の高さを体験、丸太切り競争、木登り競争などイベント盛りだくさん(10時～15時 ※小雨決行)。

▶交通 小田急線新松田駅から臨時バスあり(現地駐車場あり) ▶定員 1,000人

### 申し込み・問い合わせ

★往復はがきに記念植樹か撮影会の参加希望と、郵便番号・住所・氏名・電話番号・参加人数・バス利用の有無などを明記して5月15日(火)までに足柄上地区行政センター県民部生活文化課まで ☎258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 ☎83-5111 (内線243)





カメラレポート

松田桜まつり 小田原梅まつり

「梅と桜が同じ時期に見られる！」桜まつりは、小田原梅まつりと一緒のPRが効を奏し大盛況。32,000人もの人出がありました。(6面に関連記事)



F M横浜、街角レポーターで人気の藤田君も、眺めの良さに太鼓判を押しました。

▲夜のとばりが降りると、提灯とライトが点す明かりが松田山とハーブ館を照らし、風情のある情景が広がりました。(役場屋上より撮影)



西平畑公園の催し物

開園時間 9:00~17:00 今月の休園日 2、9、16、23日

ふるさと鉄道運行開始! 運行日 日曜日、第2・4土曜日、祝日 運行時間 10:00~15:00 料金 ・3歳以上12歳未満200円・12歳以上300円

ハーブ館工芸教室 パステルカラーのウエルカムボード

自然館 催し物表

今月の行事 今月の野鳥・ヤマガラ、シジュウカラ、メジロ、ウグイスなど

子どもの館 催し物表

町民文化センター大ホール催し物

町民文化センター大ホール催し物表

\*内容・入場券等は、主催者に直接お問合せください。 \*主催者の都合により、内容が変更される場合がありますのでご了承ください。

編集後記

「記録は破られるために有る」という言葉がありますが、本紙「広報まつだ」も新たな記録を打ちたてました。82ページ...この1年間で発行されたページ数です。

相談 法律 心配ごと

保健 すぐすぐ育児相談

人口と世帯数

戸籍の窓

お悔やみ申し上げます 氏名 年齢 自治会

水道修理当番表

今月の納税